

平成十九年二月二十日受領
答弁第四六号

内閣衆質一六六第四六号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した
事案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する質問に対する答弁書

一について

外務省が御指摘の文書を受領したのは、二千六年九月五日である。

二から四まで及び七から九までについて

御指摘のいずれの文書も、外務省大臣官房在外公館課が作成し、外務省としての決裁を得た後、発出した行政文書である。在外公館課長の氏名は、今村朗である。

五及び十について

外務省としては、担当課において資料要求の趣旨を付度^{そん}して御指摘の文書を発出したものと考えている。

六について

外務省が御指摘の文書を受領したのは、二千六年九月二十八日である。

十一について

秘密指定はなされていない。

十二について

外務省として、御指摘のような意図を持っているものではない。